

保全事件「支払保証委託契約(ボンド)」制度のご案内 (法令保証委託契約)

- 本制度は、保全事件の「仮差押え」「係争物に関する仮処分」手続きを行う際、裁判所から発令の条件とされる担保提供として損保ジャパンが保証書を発行する制度です。

2020年11月より対象となる事件が拡大しました！

<新たに対象となる事件>

■ 家事事件手続法に基づく 「婚姻等に関する審判事件を本案とする仮差押え」

今般の対象拡大により・・・

これまで本制度対象外事件だった「**離婚前の婚姻費用請求の仮差押え**」や「**離婚成立後の財産分与請求の仮差押え**」も対象事件に追加になりました！！

本案請求	婚姻中（離婚前）	離婚成立後
慰謝料請求	○（仮差押さえ）	○（仮差押さえ）
財産分与請求	○（係争物の処分禁止仮処分） ○（仮差押え）	×（係争物の処分禁止仮処分） ○（仮差押え）
婚姻費用請求	○（仮差押え）	×（離婚後は請求できない）
未成年子の親に対する 養育費（扶養）請求	○（仮差押え）	○（仮差押え）

上表の○が、今回の改定で新たに対象事件となりました。

離婚事件を担当される先生はぜひご活用ください！

本制度の 対象となる保全事件

全国弁護士協同組合連合会の所属組合員（弁護士）が担当する以下に該当するもの。

1. 民事保全法

■ 仮差押え

■ 仮処分のうち係争物に関する仮処分（仮の地位を定める仮処分等は対象外とします。）

2. 家事事件手続法

■ 婚姻等に関する審判事件を本案とする仮差押え

NEW!

保証委託契約者

個人、法人（※）ともに対象とします。（弁護士が、依頼者からの依頼によって第三者として供託する場合も含まれます。）

（※）保全事件を一般取扱業務の一つとしている事業者、例えばサービス、信販・カード会社、金融機関、保証協会などは除外します。

保証額の限度額

1億円（案件ごとに保険会社が信用調査を行います）

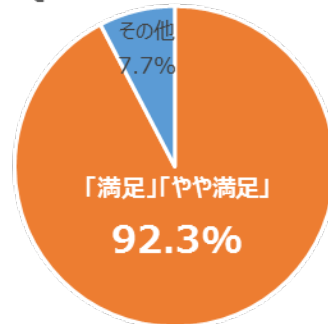
👉 保全事件ボンドに関するご利用者（弁護士）様の声

本制度をご利用いただいた組合員の皆様へアンケート※を実施した結果をご紹介します（一部抜粋）。

Q1. 本制度をご利用いただいた満足度は？

A1. 本制度をご利用いただいた弁護士の約92%の方が、本制度に満足いただいております！

(Q1) 本制度利用者の満足度



Q2. 本制度をお薦めする対象者・訴求点は？

A2. 【対象者】

- ・供託金の用意ができない個人あるいは**資金の長期固定が難しい中小企業**
- ・個人で法テラスを利用できないが資力に余裕があるとも言えない人（制度の隙間にある人）

【訴求点】

- ・まとまった現金をただちに用意できなくても**権利の保全をあきらめなくてよい**
- ・担保金を**全部自己資金で用意しないでよい**とこ

<その他本制度に関するご意見>

- ・迅速に事前審査していただき助かりました。
- ・ボンドを利用することで、供託金を全額用意しなくても良く、非常に助かりました。今後も困っている弁護士には勧めていきたいと思ます。
- ・ネットで一連の手続きが完結できる本システムは、非常に合理的であると感心した。

※アンケート実施要領

対象者：民事保全ボンドの制度を利用された申請弁護士のうち、適合チェックで「引受可」の承認を受けた申請弁護士（対象者：31名）

実施方法：WEBアンケート（GoogleForms） 実施期間：2020年4月7日～2020年4月17日 回答者数：13名

💡 保証料は？

5年までの保証額の区分	1円から300万円	300万円超3,000万円以下	3,000万円超1億円以下
保証料率	6% ただし、最低保証料は、10万円	4%	2%

※保証料の算出（例）：保証額が4,000万円の場合

① 300万円×6% = 18万円

② 2,700万円×4% = 108万円（2,700万円 = 3,000万円 - 300万円）

③ 1,000万円×2% = 20万円（1,000万円 = 4,000万円 - 300万円 - 2,700万円）

適用する保証料：① + ② + ③ = 146万円

（その他ご注意）

- ・消費税はかかりません。
- ・当該保証料は、事件の終了予定期間5年の場合の保証料です。事件の終了が、5年を超える場合、5年経過ごとに契約当初の保証料に対して半額を延長保証料として徴収します。

本制度の詳細につきましては、全国弁護士協同組合連合会のホームページ（右QRコードを読み取りください）をご覧ください。取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。



【本件に関する問い合わせ先】

<取扱代理店>

株式会社カイトー

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6

TEL 03-3369-3100 / FAX 03-3369-3120

営業時間 平日午前9時～午後5時20分

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課（担当：中村、白男川、中原）

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5402 / FAX 03-6388-0161

営業時間 平日午前9時～午後5時